国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事録)

(開催要領)

- 1 日時 平成27年10月16日(金)16:11~16:23
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

< WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 秋山 咲恵 株式会社サキコーポレーション代表取締役社長

委員 阿曽沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<関係省庁>

鎌田 篤 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課長

佐藤 猛行 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課長補佐

梅島 秀樹 経済産業省地域経済産業グループ立地環境整備課長補佐

<事務局>

川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

塩見 英之 内閣府地方創生推進室参事官

田中 誠也 内閣府地方創生推進室参事官

(議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 緑地以外の環境施設の要件緩和について
- 3 閉会

○藤原次長 すみません、時間がかなり押してしまっているので進めさせてもらいます。 工場立地法における緑地環境施設ということで、具体的に自治体からも御提案を頂戴して いますけれども、もう2回、3回目になっているようでございますけれども、こちらから 整理した紙も送らせていただいておりますので、それについての御回答ということで簡潔 にお願いできればと思っております。

ちなみに、近々また特区の諮問会議というものもございますので、場合によっては、こ の項目も関係大臣も御参加いただいた上での議論も考えていきたいと思っております。 それでは、八田座長、よろしくお願いします。

○八田座長 お忙しいところ、ありがとうございます。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○鎌田課長 10月13日に受領した御提案への回答も含めまして、我々の検討状況について、 5分ほどで御説明させていただきたいと思います。

まず、これまでワーキンググループで御議論いただいたり、10月13日に受領した内閣府ペーパーで問題になっている点、いわば許容性ということだと思いますけれども、これについて御説明させていただきます。

本質的に移動する電気自動車自体は論外としましても、EV充電施設につきまして、これが環境施設として周辺住民にとって心理的融和機能を持つか否かという点について御議論いただいていますが、これは価値判断の問題だと考えております。このワーキンググループの委員の皆様の御意見も1つの意見だと思いますし、我々の意見も1つの意見。しかし、なにより重要なのは、周辺住民の意見だと考えております。

この点につきましては、工場立地法の中で環境施設面積率を市の準則で引き下げることが可能ですが、これには法律上、条例で引き下げることを義務づけております。その意味で、この基準を変更することについては、民主的な手続が担保されているということでございます。

したがって、この件については慎重な検討が必要だということでございまして、できないと申し上げているわけではありませんけれども、きちんと詰める必要があると考えております。

さらに、条件をつけるという点につきましても、これは1つの御提案としてごもっともかと思いますけれども、他方で、許容性をクリアできるかどうかということにつきましては、具体的な条件次第だと思っておりますので、具体的な条件の中身に応じた検討が必要だと思っています。

加えまして、工場立地法はレイアウト規制になっていますので、規制の実効性を担保することが必要です。その意味で、EV充電施設だけを一般の駐車場と分けて環境施設扱いにするという御提案もいただきましたけれども、執行面だけを考えてみましても、例えば体育館のように住民の利用が条件となるようなケースとは違いまして、外部の監視もありませんし、固定施設でもない状況ですので、規制の実効性が担保できるかどうかということについては、かなり疑問があるのではないかと思っております。

他方、そもそも特例の必要性について、納得のいく説明をいただいておりません。内閣府の事務方と意見交換をさせていただいた場で、そもそも特例を設けなければいけない必要性について説明を求めたのですが、回答がなく、確認をしていただくという約束をしていただいていたのですが、いまだに十分な説明をいただいていないという状況でございます。

このため、そもそも特例を設ける必要性、それを前提とした許容性、特例を設けたとき

にどの程度のインセンティブ効果があるのかということが検討できない状況に、現在我々は置かれているということでございます。

我々としては、その必要性について根本的な疑問を持っておりまして、その理由は大き く2つでございます。

太陽光発電施設の場合がよく引き合いに出されていたようですが、それを設置しますと、通常、緑地の一定規模を潰すことが必要になりますので、環境施設面積率を緩和しないと太陽光発電施設の導入が難しいということは十分理解できます。しかし、EV充電施設の整備につきましては、既存の駐車場にEV充電施設を設置していくことになりますので、緑地を潰したりする必要はないわけでございまして、そういう意味では環境施設面積率の規制、工場立地法の規制がネックになることはないのではないかと考えております。かつ、EV充電施設は設置面積が非常に小さいものですから、それが環境施設面積率の水準に大きな影響を与えるということも極めて考えにくいのではないかと思っています。

さらに、そもそも規制の水準ですけれども、環境施設面積率の下限は法律で25%になっていますけれども、市の準則で10%まで引き下げることが可能になっています。そのような低水準の状況のもとで、EV充電施設を整備して1%にも満たない増減があったということが、本当に電気自動車を爆発的に普及させるために効果のある特例措置なのかということは、大いに疑問を持っているということでございます。

繰り返しになりますけれども、必要性が示されませんと、本当に意味のあるインセンティブ効果のある特例の条件も検討できませんし、また、それが許容性を満たすかどうかについても、法制局を説得できるような検討もできないということでございます。そういう意味で、何が、今、本当にネックになっているのかということについて、御説明をいただきたいと考えています。

最後にもう一点だけつけ加えさせていただきます。今までの議論の中で、そもそもEV充電施設につきまして、許容性があるかどうかという議論をさせていただいているわけでございますけれども、仮に一定の条件のもとで許容性があるという結論になった場合には、これは横須賀だけ、特区だけということではなく、全国一律でEV充電施設を追加するということに、論理的には多分そうなるのだろうと思っています。地域の事情に応じて環境施設面積率の水準を変えるということはあり得るとは思いますけれども、地域の事情に応じて当該施設が環境施設なのかどうかという判断が変わるということは極めて考えにくいと思っております。そういう意味では、特区ではなくて全体として変えていくということになる可能性が高いということもお含みおきいただければと考えております。

○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。 それでは、委員の方から御質問、御意見。

○原委員 必要性の話というのはここで議論してもしようがないと思いますので。許容性 のところはこれまで議論されていることでほぼ尽きていると思っていますので、あとはも うそれでよろしいのでしょうね。

○八田座長 全国レベルでやるということは大賛成です。それはいいと思います。確かに数は少ないかもしれないけれども、これがEVを普及させる1つのきっかけになるということになると提案者は考えているわけですから、こういうことが全国的にやられればそれはいいことだと思います。

1つおっしゃったことでは、それがほかの駐車場に使われてしまうとまずいのだという。 そこの監視のようなことが何らかの条件づけでつけたいということだと思います。そこは 確かにずっと普通の車が使って、形だけ充電器があったらもったいないと思いますので、 その一方、すごい金がかかる充電器をつくって、そこを電気自動車ではないものにずっと 使わせておくというのもありそうにないから、うまいインセンティブづけというのはあり 得るのではないかと思います。

阿曽沼先生、何かありますか。

- ○阿曽沼委員 結構です。
- ○八田座長 それでは、どうぞ。
- ○鎌田課長 最後に御指摘いただいた点については、我々としても理解できるところですが、念のため誤解のないように補足させていただければと思います。

今後横須賀市のほうから必要性についての御説明がございましたら、これを契機として許容性も含めて検討していくことについては、我々用意があるわけでございます。しかし、"多々益々"とか"0よりは1の方がまし"という程度のことですと、工場立地法で守ろうとしている保護法益とのバランスを著しく欠きます。何らかの条件のもとに特例を認めることによって、EVの普及が本当に広がるということだとすれば、許容性の判断について考えていくということになります。かつ、その結果として、むしろ特例というよりは全国レベルで太陽光発電施設のように考えていくという可能性についても、最後に御説明させていただきました。しかし、具体的な条件付きで特例が認められることによって、本当にEVの普及が増えるのかどうなのかというところについての具体的な必要性を我々は知りたいと思っていまして、それがないと検討の始めようもないというところは、最初に申し上げたとおりでございます。

- ○八田座長 要するに地元から提案が来ていますから、そういう提案がちゃんと具体性が ある場合にはもうやろうと。ただし、特区というよりは、これは全国区でやりたいという ことですね。
- ○鎌田課長 必要性が認められれば、許容性の検討の結果、そのようになる可能性が高い のではないかということでございます。いろいろな仮定のもとに申し上げておりますとこ ろは御理解ください。
- ○八田座長 よろしいですか。
- ○阿曽沼委員 必要性の議論というのは、鶏が先か卵が先かという類いの議論ですね。ニーズがあるから広がるというものでもなくて、環境が整うとニーズがそこから新たに生ま

れてくるということもありますね。ディーゼルの問題とか、これから爆発的に価値観が変わっていく可能性もあります。価値観が変わればコストが安くなる可能性も出てきてきますが、インフラが整理されないと実際のコスト安さにつながっていかないという社会をつくっていくことも重要と思います。ニーズだけで物事が判断されるということでもないと思いますから、よく吟味していただければと思います。

○鎌田課長 特例を設けたことによって本当に効果があるかどうかというところが一番大きなポイントだと思います。先ほど申しましたように、太陽光発電施設とかなり違う要素もありますので、そこも含めていろいろ現場の話を聞かせていただきたいと思います。

○八田座長 わかりました。どうもありがとうございました。